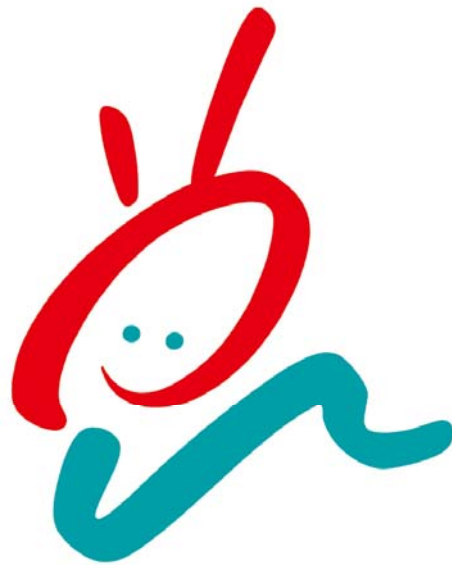


JA都青協

# ポリシーブック 2014

～現場の叫び！次代に夢と光を！～



---

**JA YOUTH**

平成 26 年 10 月

JA東京青壮年組織協議会

# JA 東京青壮年組織協議会ポリシーブック

～現場の叫び！次代に夢と光を！～

東京都の農地は、毎年100ha以上が農地以外に転用され、減り続けている。そのような中、東京都モニターアンケートにおいては、85%以上の都民が東京に農地・農業を残したいと回答している。そして行政においても、国土交通省の都市計画制度小委員会中間とりまとめにおいて、「農地は都市内に一定程度の保全が図られことが重要」と明記され、農林水産省においても都市農業の振興に関する検討会が設置され、都市農業に対する政策の転換が真剣に議論されるようになった。

このような消費者や行政の都市農業に対する関心の高まりを大きなチャンスととらえ、私たち東京の青壮年農業者が、「都市農業の存続と発展」「地域社会への貢献」「都民との信頼関係の構築」「人間性の向上とリーダーの育成」の目標を達成させる為のツールとして、ポリシーブックを作成し、活用していくものである。

## ・JA 東京青壮年組織協議会概要

当組織には、東京都内13のJA青壮年組織が加盟し、盟友数は約2,000名である。営農・経営・農政・消費者、組織部会という3つの専門部会を持ち、農業やJAを取り巻く課題を検討している。また、全国農協青年組織協議会、関東甲信越地区農協青年組織協議会の盟友とも連帯し、統一行動、情報交換を行っている。

## ～ ポリシーブック目次 ～

I. 現 状	・・・・・・・・ 1
II. JA 都青協として取り組む事	・・・・・・・・ 2
<都青協組織として、自らが取り組んでいく具体的事項>	
III. 国等へ要請すること	・・・・・・・・ 3
<制度・税制課題などについて、政策提言・要請を行う具体的事項>	
【資料編】	・・・・・・・・ 6

## I. 現 状

---

(背景～)

- 高度成長期に、市街地開発が急激に進みました
- 昭和43年の都市計画法の制定により、都市の区域を『市街化区域』と『市街化調整区域』に区分し、都市開発は拡大・成長を前提にすすめられました
- この『市街化区域』に多くの都市農地が取り込まれました
- 市街化区域内農地では、宅地並みの固定資産税・宅地並評価の相続税が課せられ、重い税負担を強いられました
- こうした市街化推進と都市農地保全のせめぎ合いの中、『相続税納税猶予制度』『長期営農継続農地制度（平成3年廃止）』が創設されました
- しかし、バブル期に入り土地需要の高まりの波により長期営農継続制度廃止、そして『生産緑地法』が改正され、時間の無い中で「宅地化すべき農地」と厳しい制度上の制約（買取申請が指定から30年経過後、主たる従事者の死亡等）が伴う「保全すべき農地」の二者択一を強制されました
- 更に、相続税納税猶予制度においては、20年営農が終身営農に見直されました
- この為、三大都市圏（東京）の特定市の『宅地化すべき農地』は、固定資産税の宅地並み課税や相続税納税の宅地並み評価など、高い税負担により宅地化圧力が強まり、農地が減少してしまいました

一方で、都市農業をめぐる農水省や国土交通省において都市農業の振興に関する検討が行われており、従来とは異なる都市農業・都市農地の今後のあるべき姿について、考え方が示されてきました

この様な情勢の変化がある一方、生産緑地における相続税納税猶予の適用条件には「終身営農」の義務付け、指定面積の下限（500㎡）など、高いハードルがあり、制度上の課題・問題が存在しています

さらに、相続税への課税強化が行われ基礎控除及び税率構造の見直しが行われるなどしています

こうしたなか、都市農家が農業で生計を立てていくことのできる所得確保を可能とし、よりよい都市農業の環境づくりにむけ、都市住民との共存に向けた活動や、営農継続を左右する諸制度の改善などについて、「自らの行動」と「積み上げによる政策要望」を行うことで、東京で農業を継続・地域貢献することにつなげていきます

## Ⅱ. JA 都青協として取り組む事

---

### ①東京農業の PR 活動

都内産の農産物は、直売所や量販店との契約出荷など、多様なルートで都民に供給されています。直売所の数も増加しており、新鮮で、安全安心な農畜産物を求める都民のニーズに応じています。JA 都青協では、11月の東京都農業祭に併せて、都内産農産物でデコレーションした軽トラックで明治神宮周辺をパレードし、東京農業のPRを行っています。これを継続発展させ、東京農業の持つ多面的機能なども含め、更なる東京農業のPRに努めます。

### ②地域住民との共存共栄に向けた活動

都市部での営農は、近隣住民との相互理解が不可欠です。その為に体験農園や観光農園、営農ボランティア等、農業と触れ合う機会をつくり、農業に対する理解を深めていただくとともに、農薬散布回数の低減や近隣住民への周知などの配慮を組織内で討議し、取り組んでいきます。

また、災害時に備え、防災協力農地に協力するなどし、地域社会とのつながりをもっていきます。

### ③食育活動の実施

JA 都青協では、「一地区一学童農園」を目指して子供達の農業体験学習を推進しています。この活動を継続発展させるとともに、各単組で行っている食育活動を支援していきます。

### ④盟友同士の交流とリーダー育成推進

盟友同士の相互理解と親交を深める活動を行います。単組対抗のソフトボール大会、活動実績発表大会、農業青年の主張などを継続発展させていきます。また、会議や研修を行い、地域のリーダーの育成を推進し、組織活動活性化を図ります。

### ⑤都市農家の優良経営化探求

限られた農地面積で最大限の収益を上げるため、新技術の導入や多角経営化などを研修し、農業経営の改善を進めるとともに、東京農業の情報共有なども図ります。

### ⑥積極的な農政運動の展開

農業者にとってより良い都市農業政策を提言できるようにし、積極的に運動していきます。

また、TPP交渉内容の迅速な情報提供、国民に対する適切な情報開示、重要5品目の除外などの聖域を確保できないと判断した場合は、交渉から脱退するとした国会決議を順守するよう要請します。

### Ⅲ. 国等へ要請すること

#### 1. 都市農業の振興・都市農地の有効活用を目的とした新法制定

都市農業・都市農地は新鮮な農産物の供給に加え、教育機能、緑地代替機能、環境保全機能、防災機能等の多面的機能を有するとともに、農業経営面においても、大消費地を背景とした直売所による販売や、体験農園等の運営を取り入れるなど、立地条件を活かした経営展開が行われている。

しかしながら、市街化区域は都市計画法上「おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として位置付けられており、市街化区域農地は、農業経営基盤強化促進法の適用外とされているなど、農業振興施策は限定的なものとなっている。

地域住民にとっても有益な都市農業・都市農地の多面的機能を有する環境を維持するためには、都市農家や関係団体、地域住民、行政等の多様な関係者の理解と参画を得た上で、地域実態をふまえた都市農業・都市農地を活かしたまちづくりを進める仕組み作りが求められる。

そのため、こうしたことを可能とする、都市農業の振興・都市農地の有効活用を目的とした「都市農業・都市農地基本法（仮称）」を制定すること。

#### 2. 相続税納税猶予制度適用生産緑地の貸借

農地法の改正にともない、平成 21 年度税制改正において、市街化区域以外の農地について相続税納税猶予制度適用農地の貸借が認められているが、農地法の規制を同じように受ける市街化区域内農地は、農地転用について許可制ではなく届け出制との理由から、同制度の貸借が認められなかった。

しかしながら、市街化区域内農地の生産緑地については、原則的に、指定の日から 30 年経過または死亡によることが、買取申請（解除）の条件であり、また、三大都市圏の市街化区域内農地は、生産緑地指定がなければ相続税納税猶予制度の適用が受けられない状態で、その適用条件は終身営農が課せられ実質的に農地転用は大きく制限されている。

このような状況下で、市民農園の利用希望は申し込みが多く抽選を実施している現状、食農教育の一環としての学童農園の開設希望、災害時の避難場所や仮設住宅等のスペース確保、また、企業的農業を目指す農業法人化の希望など、相続税納税猶予制度の貸借が認められることにより、それらの希望に応え、公益的機能及び多面的機能のさらなる発揮により「農」を起点とした都市住環境が向上し、都市農業のもつ様々な可能性が広がると考えられるので、農地法改正に伴い一般農地で認められた同制度の貸借を生産緑地についても認め、時代に即した改正を行うこと。

また、同制度で貸借を認めた場合には、生産緑地を貸し出したまま死亡しても「主たる従事者の証明書」が発行されるよう生産緑地法の改正を行うこと。

### 3. 市街化区域の考え方の改正

都市計画法の第7条第2項に規定されている市街化区域の定義「市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として開発していく考え方から、都市農業を持続可能なものとしていくために、「市街化区域内農地を必然性のある（あって当たり前の）もの」として認識した考え方に改正し、都市農業の役割を明確に都市計画に位置づけること。

なお、都市計画法制定以来40数年経過する中で都市農家は経営形態を時代に応じて変化させてきている実態を十分に考慮し、農家の意向を尊重の上、農業経営を継続したいと思える都市計画法の改正を強く要望する。

### 4. 相続税納税猶予制度並びに相続税法定相続分課税方式の堅持

相続税納税猶予制度の基本的枠組みを堅持すること。

また、農家の生産手段である農地を減らさず、農業後継者に引き継いでいけるよう、農地など事業資産等分割が困難な資産の相続への配慮がされている現行の相続税法定相続分課税方式を堅持すること。

### 5. 現場の実態に即した形での生産緑地制度の見直し

- ・ 営農困難時貸付制度の円滑な利用への関係諸制度の改善

相続税等納税猶予制度の改正で営農困難時貸付制度が創設されたが、農地法第3条貸付が事実上困難であること、また、借り受けた者が「主たる従事者」となり、生産緑地として生産緑地法に基づく買取申請が困難となるため事実上利用できない。

人道的見地からの相続税等納税猶予制度の改正でありながら、農地法の運用及び生産緑地法の規定により、営農困難時貸付ができない状態であることから改善すること。

- ・ 生産緑地指定下限面積の改正

生産緑地は地域に根づいた身近な都市農地・緑地として独自の機能を有することから、現行500㎡から指定下限面積を引き下げること。

- ・ 追加指定の実施等

自治体によっては生産緑地の追加指定が認められていないことがあることや、買取申し出については、市区町村で取扱要領を定めるなど、必要以上の規制が行われている場合もあり、これらの統一した運用が図れるよう改善をすること。

### 6. 国会農林水産委員会決議等に即したTPP交渉方針の確立と遵守

TPPは、わが国の「食と暮らし・いのち」に大きな影響を及ぼす問題であり、「農林水産物の重要品目を除外又は再協議の対象とすること」や「食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと」、「国民への十分な情報提供を行うこと」などを定めた、平成25年4月の衆参農林水産委員会の決議を必ず実現すること。

## 7. 被災農業者向け経営体育成支援事業の期限延長

平成26年2月の大雪による農業被害により被災した農業者に対して、農作物の生産に必要な施設の復旧及び施設の撤去等につき支援を頂いているが、対象となる事業が平成26年度内に終了するものとなっている。

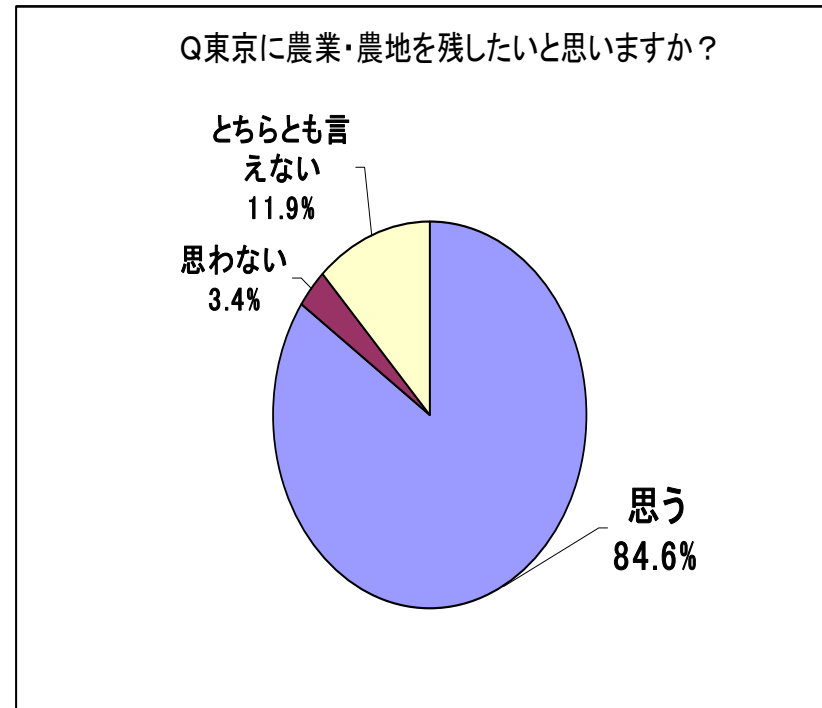
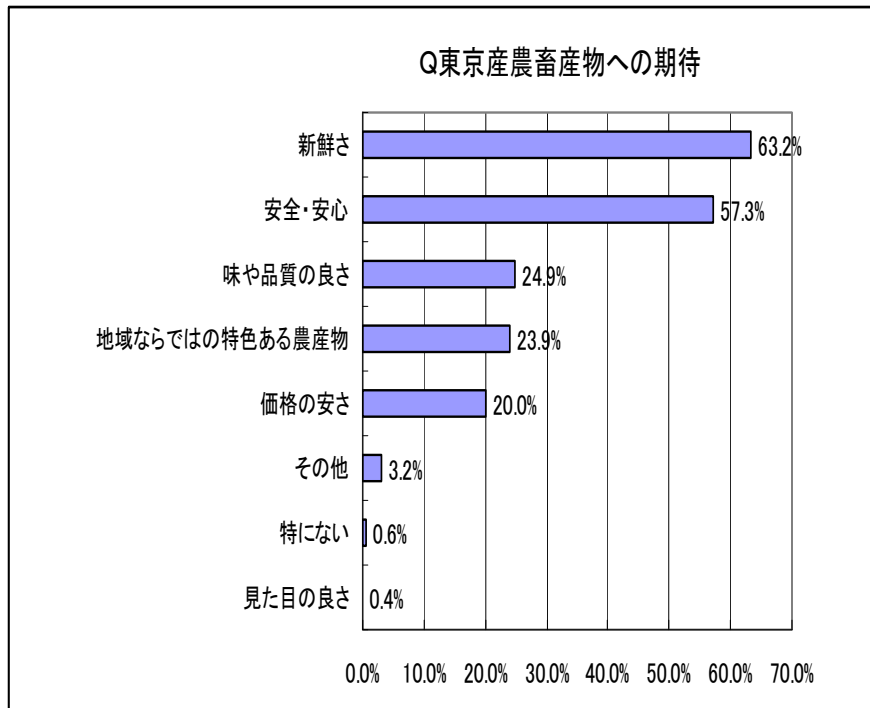
しかし、パイプハウス建設業者の不足・資材不足などが危惧され、年度内の事業完了の目途がたない可能性から、複数年に渡る事業の継続と予算の確保をすること。

## 8. 「農協改革」への取り組み

政府が進める農協改革については、協同組合組織としてJAグループが、自らの意思で組織・事業の自己改革に取り組むことから、農協改革に係る所用の法整備等の検討等に際しては、JAグループの自己改革が尊重されるよう、政府への働きかけを行うこと。

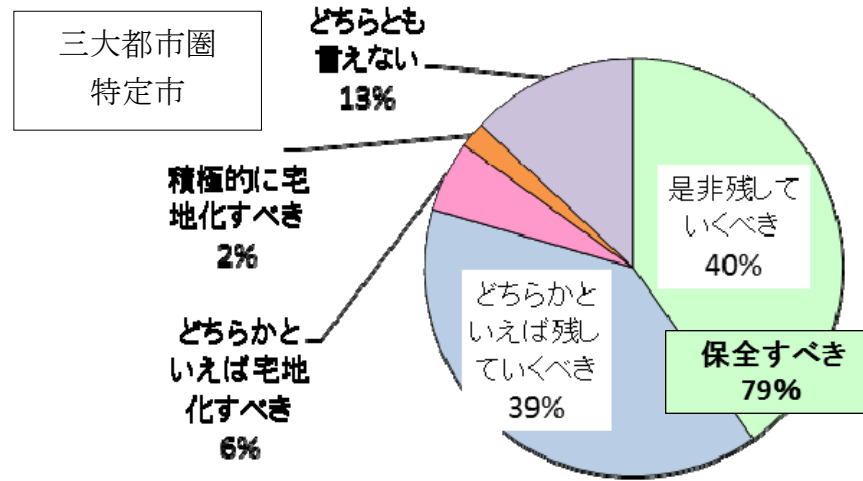
【資料編】

○都政モニターアンケート（平成21年）より

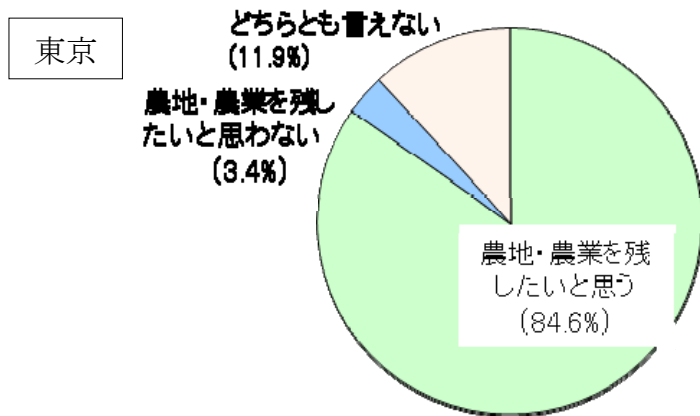




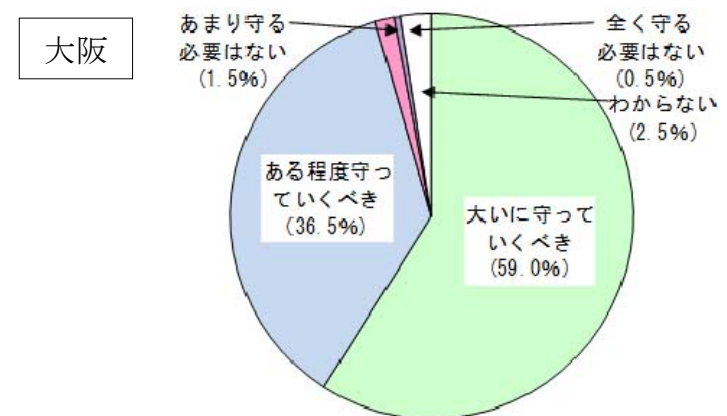
○都市農業・都市農地の保全に対する考え方



資料：農林水産省都市農村交流課調べ（回答者数：1,600名）（平成24年度）



資料：東京都都政モニターアンケート結果「東京の農業」（回答者数：494名）  
（平成21年6月）



資料：大阪府（平成18年度ネットパル  
（インターネット府政モニター）アンケート結果（回答者数：400名）